

令和 7 年度神流町一般廃棄物処理実施計画

令和 7 年 8 月

神 流 町

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 発生量（収集量）

（単位：t）

一般廃棄物区分	実績				発生見込量
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発生量	508	515	521	463	474
収 集	460	457	455	417	424
可燃ごみ	341	342	356	327	325
資源物	85	83	70	65	71
不燃物	34	32	29	25	28
直接搬入	48	58	66	46	50
粗大ごみ	48	58	66	46	50

(2) 処理量

（単位：t）

処理区分	実績				処理見込量
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
処理委託（可燃ごみ）	0	0	0	84	351
資源化处理	275	248	236	188	93
固形燃料	143	130	130	89	0
金属類	20	11	14	15	13
ビン	27	25	22	19	17
ペットボトル	7	6	7	6	6
新聞・雑誌	53	51	40	38	36
段ボール	25	25	23	21	21
粗大ごみ	18	27	44	28	30

2 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

ごみ処理における資源化・減量化及び地球環境等をめぐる社会情勢等を踏まえ、町民・事業者・町がそれぞれの役割と責任を認識して積極的に行動し、快適で安全な生活環境保全、美化に努めるものとする。

(1) 廃棄物の排出抑制及び減量化

町民、事業者に対し廃棄物問題の現状などを周知・啓発することによって、廃棄物に対する関心を高め、排出抑制及び減量化を推進する。

①町広報誌による啓発

- ・町民と共にごみを出さない「循環型社会」をつくるため、啓発活動を行うものとする。

②ケーブルテレビ及びチラシによる啓発

- ・ごみの適正な処理と減量化を徹底するため、ケーブルテレビネットワークやチラシを活用して周知を行うものとする。

③ごみ減量活動の支援

- ・ごみの減量やリサイクルに率先して取り組んでいる活動に対し側面から支援する。

④ごみの資源化

- ・古紙、ペットボトル等の資源化を進め、ごみの減量を図る。

(2) 分別排出の励行

廃棄物の排出及び減量化を推進し、再資源化（リサイクル）を図るため、分別排出の励行を強化するよう啓発を行うものとする。

①町広報誌による啓発

- ・分別収集体制の変更や法改正が生じた場合、随時周知する。

②ケーブルテレビ及びチラシによる啓発

- ・ごみの排出方法、再資源化や分別収集の徹底についてケーブルテレビネットワークやチラシを活用して周知を行うものとする。

③事業所等訪問による啓発

- ・ごみの排出について問題が発生した場合は、随時、クリーンセンター及びリサイクルセンターと相談の上、事業所などを訪問の上、調査・指導する。

④適切な分別・排出を促す資料の配布

- ・転入者の啓発については転入時に窓口で資料を配付し、神流町の分別排出ルールについて、基本的な事項を説明する。
- ・別荘所有者など神流町に住所を有していない者については、近隣定住者と連絡、連携を取り、排出方法等周知に努める。

(3) 環境教育の推進

廃棄物問題に関する意識の高揚を図るため、啓発のほかに地域活動や施設見学会を活用した環境教育を推進し、廃棄物の排出抑制や減量化、不法投棄防止に努めるものとする。

①地域活動の推進

- ・区長会・学校及び事業所等の自主的な清掃活動を推進するとともに、児童生徒、町民の環境問題に対する理解を深める。

②施設見学会

- ・住民、児童生徒の環境問題への理解と意識の高揚を図るためクリーンセンター及びリサイクルセンター施設見学会を実施する。

③環境活動「4 R運動」の実施

- ・「リフューズ」(購入拒否)商品の購入にあたっては、本当に買う必要があるかもう一度考える。
- ・リデュース(ゴミ減量)マイバックを持参し、簡易包装、繰り返し使用できる、耐久性に優れた商品などを優先的に購入する。
- ・リユース(再使用)リサイクル商品等を優先的に使用する。また、商品は修理しながらなるべく長期間使用する。
- ・リサイクル(再生利用)資源として再利用する。

④家庭ごみの有料化制度について

ごみの減量・リサイクルの推進及び町民の費用負担の公平化を図るため、家庭ごみの有料化制度を引き続き実施し、各種原材料の高騰などを踏まえ料金改定を検討する。

3 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物は分別して排出し、収集運搬することを原則とする。

(1) 分別して収集する一般廃棄物

種 類		収集頻度	具 体 例	出 し 方	区 分
可燃ごみ		週2回	生ごみ・紙くず・木くず	指定袋(有料)	燃えるごみ
金属類・危険物	金属類	月2回	アルミ缶・スチール缶・スプレー缶	指定袋(有料)	不燃物
	危険物	月2回	陶器類・化粧品用ビン・ガラス類	指定袋(有料)	不燃物
資源物	ペットボトル	月1回	飲料用・酒類・みりん	指定袋(有料)	資源物
	布・革類	月1回	布団・タオル・衣服・鞆	指定袋(有料)	資源物
	新聞・雑誌	月1回	新聞紙・雑誌(週刊誌、カタログ)	各地区拠点回収	資源物
	段ボール	月1回	段ボール	各地区拠点回収	資源物
直接搬入ごみ		随時	事業系可燃ごみ・粗大ごみ(机・畳・自転車)	直接搬入	一部資源

(2) 収集しない一般廃棄物

種 類	具 体 例	引 取 先
危険物	ガスボンベ・消化器・ガソリン・灯油など	購入した販売店
有害物	農薬・薬品・薬剤の容器	購入した販売店
処理困難物	バイク・車など大型機械	購入した販売店
	タイヤ・バッテリー	購入した販売店、専門業者
家電リサイクル法対象品	テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・パソコン	購入した販売店（リサイクル券、運賃別途支払いにて持ち込み可）

4 一般廃棄物の適正な処理及び実施に関する基本的事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第6条の2及び神流町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という）に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分することとし、実施にあたっては法施行令第3条に定める一般廃棄物処理基準ほか関係法令等の定めるところによるものとする。

(1) 一般廃棄物の適正な収集運搬

一般廃棄物の収集運搬を効率的及び、効果的に行うために、排出量と収集運搬量とを勘案して、収集区域及び収集日程を設定するものとする。ただし、土曜日、日曜日、月曜日以外の祝日、12月31日～1月3日までは収集、運搬は行わない。資源ごみをクリーンセンター及びリサイクルセンターへ直接搬入することができる曜日及び時間は、月曜日から金曜日の9時から12時、13時から16時、なお、原則土曜日及び日曜日並びに祝日は受入れない。

①ごみ収集日

- ・可燃ごみ 週2回（火曜日・金曜日）
- ・不燃物 月2回（木曜日※週ごとに収集品目に変更となる）
危険物→金属・アルミ→危険物
- ・資源ごみ 月1回（水曜日※週ごとに収集品目に変更となる）
布・革→ペットボトル→新聞・雑誌→段ボール→布・革

②施設の利用方法

○クリーンセンター及びリサイクルセンター

受入日と時間	祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日（9時から12時、13時から16時）
場 所	群馬県多野郡神流町大字尾附289番地1及び290番地
搬入できるごみ	事業系可燃ごみ・粗大ごみ
注意事項	搬入する際は、ごみの排出区分及びルールを守り適切に処分すること

③自己搬入又は町が許可する業者による収集運搬方法

自ら処分できないものについては、町が指定する場所に自ら運搬する又は許可業者に依頼する。

④収集運搬を許可した業者

事業者の名称	所 在 地
株式会社ワンアクシス	群馬県前橋市富士見町小暮1,846番地3
神流町社会福祉協議会	群馬県多野郡神流町大字神ヶ原430番地1
有限会社インターフェイス	群馬県伊勢崎市田中島町1,425-6
株式会社シー・エス・コーポレーション	群馬県多野郡神流町大字万場68
神流振興合同会社	群馬県多野郡神流町大字万場40番地
M's collection	群馬県高崎市本郷町1,910-3

（2）神流町の一般廃棄物の処理に関する基本的事項

神流町は、条例及び同条例施行規則に基づき一般廃棄物の処理を行うものとする。

（3）一般廃棄物の収集運搬及び処理を実施する者に関する基本的事項

一般廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、法施行令第4条に定める「一般廃棄物の収集運搬処分等の委託基準」に基づき、その業務を委託して実施する。

区 分	収集運搬を実施するもの	処理（処分）を実施するもの
可燃ごみ	町直営	委託契約業者
不 燃 物	町直営	委託契約業者
資 源 物	町直営	委託契約業者

直接搬入 (粗大ごみ)	許可業者・自己排出者	委託契約業者
----------------	------------	--------

(4) 一般廃棄物の適正な処理

搬入された一般廃棄物は、搬入量を勘案して、適正かつ計画的に処理（処分）を行うこととする。また、再資源化を考慮した処理を行うものとする。

区 分	処理（処分）基準
可燃ごみ	クリーンセンターで一時保管後、委託処理【焼却→埋立】 (委託業者：株式会社エコ計画)
不 燃 物	リサイクルセンターで分別後、委託処理【粉砕→リサイクル】 (委託業者：有限会社プライムコーポレーション、大和建設株式会社)
資源ごみ	リサイクルセンターで分別後、委託処理【リサイクル】 (委託業者：企業組合群馬中高年雇用福祉事業団、株式会社YAMANAKA、有限会社ムラカミ屋)
粗大ごみ	リサイクルセンターで分別後、委託処理【粉砕→リサイクル(一部埋立)】 (委託業者：有限会社プライムコーポレーション)

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 集積場（ごみステーション）

ごみ集積箱を設置しごみの飛散防止や収集効率を図るものとする。

(増設、撤去等については利用状況等を勘案して、判断する。)

(2) 収集車輛の確保

収集業務の効率性、安全性を確保するため、収集車輛の所用台数を確保し、定期的な整備点検を行うものとする。

(3) 中間処理施設の整備

一般廃棄物の再資源化並びに破碎処理は、リサイクルセンターにおいて行われている。施設の維持と作業の安全性を図るため、定期点検及び日常点検を行うものとする。

(4) 最終処分施設の確保

一般廃棄物の最終処分は、委託契約業者において行っている。適切な処理が行われているか指導監督を行うものとする。

(5) リサイクル施設の整備

神流町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、リサイクルの推進を図るため、必要に応じ施設整備を図るものとする。

(6) 施設の概要

廃棄物処理施設

名 称	クリーンセンター
所 在 地	群馬県多野郡神流町大字尾附 2 8 9 番地 1 及び 2 9 0 番地
設 計	(株) 日本リサイクルマネジメント(現: J F E 環境サービス (株))
施 工	(株) 日本リサイクルマネジメント(現: J F E 環境サービス (株))
使用開始	平成 1 1 年 5 月 1 0 日
施工概要	用 途 : ごみ固形燃料化施設 敷 地 面 積 : 3, 6 0 0 m ² ※リサイクルセンターと共用 処 理 能 力 : 6 . 0 t / 7 h 処 理 方 式 : 固形燃料化※令和 6 年 1 2 月以降稼働停止 処理対象物 : 可燃ごみ

名 称	リサイクルセンター
所 在 地	群馬県多野郡神流町大字尾附 2 9 0 番地
設 計	亦野建築設計事務所
施 工	(株) 塚本工務店
使用開始	平成 1 9 年 4 月 1 日
施工概要	用 途 : 再資源化施設 敷 地 面 積 : 3, 6 0 0 m ² ※クリーンセンターと共用 処 理 能 力 : 6 . 1 t / 5 h 処 理 方 式 : 二方締油圧プレス方式による圧縮処理 (鉄類・アルミ) 再資源化処理 (ビン・資源物・粗大ごみ) 処理対象物 : 不燃物・資源物・粗大ごみ